

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の改善」について

平成26年4月23日

「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。
(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)
- 子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
 - ・ 潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（量の見込み）、
 - ・ これに対応する提供体制を計画的に整備する（確保方策）仕組みとしている。（市町村子ども・子育て支援事業計画の策定）
- 「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。
※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。
- また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第2条第2項）としており、「質の改善」に取り組む必要がある。

※ 平成26年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

本作業の位置づけ

- 子ども・子育て支援新制度が円滑に実施されるためには、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たって判断材料となる情報を適切に提示することが必要。特に、できる限り早い時期に、最大の判断材料となる公定価格の姿を提示できるようにすることが必要
- 一方、公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、最終的に政府予算案において確定するものである。しかしながら、今般の新制度の実施に向けては、12月の予算編成を待って提示するのでは、適切な判断材料とはならない。
- このため、事業者等の適切な経営判断の材料とすべく、政府において、本年5月頃に公定価格の「仮単価」を提示することとし、その前提となる公定価格に盛り込む事項について、所要の財源を視野に置きつつ検討し、年度内目途の、公定価格の骨格の取りまとめに反映させることとしている。
- この場合、新制度の国会審議を通じて、「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、引き続きその確保に最大限努力することが大前提である。その上で、1兆円超のうち、消費税増収分から充当される0.7兆円程度以外の0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組むものであり、こうした状況を踏まえて事業者等に正確な情報をお示しすることが必要である。
- したがって、今般、公定価格に盛り込む事項としての「質の改善」項目等を事業者等にお示しするに当たっては、「0.7兆円ベース」のものと「1兆円超ベース」のものをそれぞれ整理しお示しすることとする。
- 今後、これらの情報を事業者に提示するに当たり、特に「0.7兆円ベース」の提示においては、
 - ① 税制抜本改革法に則った消費税率の引き上げにより29年度までに確保する予定の0.7兆円程度を前提としたものであるが、更に財源が確保されればその分充実が図られるものであり、引き続き財源確保に最大限努力すること
 - ② 平成27・28年度においては、「消費税率引上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て各年末に決定されるため、平成27年度・28年度の単価は、各年度の予算編成時に決定されるものであることを明らかにし、丁寧な説明に努める必要がある。

子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善（所要額）（案）

【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算案に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
量的拡充	別紙(P11)参照	4,068億円程度(公費分)	

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、

所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の改善（給付等関係）

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 ※まずは年間2日→年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 ※担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善 (+5%) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%	952億円程度 (571億円程度)	・附帯決議 ・平成26年度予算 (保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) ※まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	<input type="radio"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input type="radio"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算 (小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) → 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) ※活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) ※補助者の人件費を見直し	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) ※まずは事務経費のみ →人件費を含む	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乘せ	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) ※幼稚園・認定こども園:まずは週2日 →幼稚園:週5日、認定こども園:週6日	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度	
	栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用) ※まずは嘱託費用 →栄養士(非常勤)に係る費用	73億円程度 (22億円程度)	
	半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年(※)に1度の受審) ※児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 ※まずは5年に1度(半額補助) →3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	※所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の改善で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 ※質の改善により引き上がる保育単価の減	▲226億円程度 (▲197億円程度)	

3. 質の改善（地域子ども・子育て支援事業関係）

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	□ 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	○ 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	○ 大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	○ 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	○ 常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	
一時預かり事業の充実	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
	○ 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
病児保育の充実	○ 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	○ 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	7

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) ※まずは3中学校区に1箇所程度 →2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算 (利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 ※まずは生活保護世帯に対する半額の補助 →市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	<input type="checkbox"/> 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	<input type="checkbox"/> 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4. 質の改善（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施 →平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護 施設等のか所数の増 33億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の+5%等） ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の改善 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) 出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算
(平成29年度とする理由)
 - ・ 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
 - ・ 保育ニーズのピークは平成29年度末
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育	
①1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
②2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
②放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③子育て短期支援事業	4億円
④乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤養育支援訪問事業	12億円
⑥要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧一時預かり事業 ＜一般型・余裕活用型・訪問型等＞	217億円
＜幼稚園型(在籍園児分のみ)＞	124億円
⑨病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。